
OTK 2017 年 3 月 (No.79) ニュース

わだち

ベーチェット病友の会

事務局 〒630-0114 奈良県生駒市
TEL
mail (本部) contact.behcets.tomonokai@gmail.com

第 39 回全国総会および医療講演会のご案内

◆開催日時 2017 年 (平成 29 年) 5 月 14 日 (日)

10:30～16:00

第 39 回全国総会 10:30～12:00

医療講演会 13:00～

医療相談会 16:00

◆医療講演会

「血管ベーチェット病について」

講師 日本医科大学大学院医学研究科 アレルギー-膠原病内科学分野
准教授 岳野光洋 先生

◆会場 戸山サンライズ (全国身体障害者福祉センター)

地図は、末頁に掲載

<巻頭言>

昨年、製薬協主催の会合があり、参加してきました。地震や災害の時に製薬会社の在庫が備蓄されているので安心だと思っていました。ところが医師による処方せんがないと出せないの注意してほしいと話がありました。難病患者がいつも飲んでいるからといって、医師の処方せんがないと出せないという話でした。それがお薬手帳とか書いたものが必要との話でした。長年使っていてもジェネリックにかわって薬の名前が変わっていることもあるので気を付けましょう。

京都の患者さんから、ベーチェット病以外で出ている薬をジェネリックに変えたところ薬が効きすぎて救急車で運ばれ入院したとの話がありました。会員さんに注意を呼びかけてくださいとのことでした。

大阪の患者さんからジェネリックに変えたら調子が悪かった、ドクターは同じ薬だからというので我慢していた。(生活保護だから安いのに変えざるを得ないと思っていた)どうしても調子が悪いので先生に無理をいって元の薬に戻してもらったら調子がよくなった。国の方からジェネリックに変えろと指導があるようだが、やはり自分の体は自分で守らなくてはと思ったという電話がありました。

厚生労働省医薬・生活衛生局は「植物由来製品による健康被害(疑い)について」と題して、「青黛(せいたい)を摂取した潰瘍性大腸炎患者において、肺動脈性肺高血圧症が発現した症例が複数存在することが判明しました」という通知を各都道府県衛生主管部(局)長、日本医師会、関係学会等に出すとともに患者団体等にも注意を呼びかけました。健康食品については、有意性や副作用などがわからないものも多く、症状の緩和にと摂取している患者も多くいます。潰瘍性大腸炎にかかわらず、この注意喚起通知を周知することで、健康食品には安易に飛びつかず、必ず主治医に相談するなどを、この機会に徹底しましょう。



平成 27 年度特定医療（指定難病）受給者数等統計表

平成 27 年度末時点での特定医療（指定難病）受給者数の統計表が公開になりました。

(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001162868>)

しかし、そのままでは非常にわかりにくいので、JPAが書式を整えてホームページに公表しました(<http://www.nanbyo.jp/news2/161130.html>)。その中から、ベーチェット病のデータだけを抜粋した表です。

平成 27 年度衛生行政報告例 平成 27 年度末現在

【特定医療（指定難病）・特定疾患】

第 1 表 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数，年齢階級・対象疾患別

56 ベーチェット病 全 国 19,244

総 数	0～ 9 歳	10～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 74 歳	75 歳 以上
19,244	5	126	852	2,390	4,055	3,546	4,076	1,637	2,557

閲覧第 1 表 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数，対象疾患・都道府県別

56 ベーチェット病

北海道	1,250	石 川	195	岡 山	344
青 森	297	福 井	111	広 島	448
岩 手	237	山 梨	88	山 口	192
宮 城	399	長 野	364	徳 島	127
秋 田	192	岐 阜	191	香 川	172
山 形	196	静 岡	474	愛 媛	250
福 島	362	愛 知	788	高 知	156
茨 城	413	三 重	254	福 岡	903
栃 木	299	滋 賀	178	佐 賀	106
群 馬	242	京 都	322	長 崎	283
埼 玉	1,036	大 阪	1,287	熊 本	289
千 葉	1,007	兵 庫	707	大 分	202
東 京	1,900	奈 良	172	宮 崎	236
神奈川	1,292	和歌山	116	鹿児島	312
新 潟	403	鳥 取	82	沖 縄	117
富 山	148	島 根	105		

年金大変革

1 必要期間短縮

みなさん、ご無沙汰しています。社会保険労務士の辰巳周平です。ほぼ1年ぶりの登場となりますが、私がひよこひよこ出てきたということは、そうです、年金制度に大きな変化があったということですね。ニュース等でも報道されていますが、今年8月から年金を受け取るために必要であった納めるべき期間が25年から10年に短縮されます。思い切った大変革と呼んで差し支えないこの制度改革を詳しく解説したいと思います。

老齢年金には日本国内に住所を有する20歳～60歳まで、合計40年間の納付義務が設けられています。当然それ以外にも10代から会社勤めをして厚生年金に加入する方もいますし、60歳以降も再雇用等により引き続き厚生年金を掛け続ける場合もあるでしょう。ですので、掛け年数がトータル40年を超えるということは十分にあるわけですが、少なくとも日本に居住する全国民共通の決まり事として20歳～60歳までは必ず年金を納めなければいけないことになっています。

しかしながら長い人生、納めたくても納められない時だってありますよね。勤めていた会社が倒産して次の就職先がなかなか見つけられなかったり、大病を患って年金どころではなくなったり、子どもの学資費用や結婚費用の捻出のため自分の年金にまで手が回らない時だってあります。そういった諸々の事情も考えて、これまで国は40年といわず最低25年納めていれば、納めた分だけではあっても年金を支給することにしていました。しかしそれでもなお年数が足りず受給できない人たちが数多く存在していたんですね。

たとえば、昔はバリバリ働いていたものの、途中で身体を壊して辞めたあとはその日暮らして年金にまで頭が回らず、掛けた年数は15年のみ。こういった場合、少なくとも15年間はきっちり厚生年金を納めているにもかかわらず、総年数が25年に満たないため一銭も年金を受け取ることができませんでした。このようなケースが約64万件あると国は試算しています。そこで、今回の改正ではこういった方たちを救済するために、最低10年間の納付期間があればその分だけでも年金を支給しましょうという趣旨のもとに施行されます。

もともとは消費税が10%に上がる予定だった2015年10月に施行予定だったんですが、ご存じのように消費税増税は2017年4月まで延期となり、10年への短縮法案も保留となっていました。その後さらに消費税増税は再延期が決まりましたが、安倍政権の強い意向もあり、10年への短縮法案は2017年8月に施行されることが決定しました。問題は財源です。新たに64万人の方が年金を受け始めるわけで、その費用は年額650億円とも言われています。政府はなんとかかなると言っていますが、消費税増税での税収が見込めない以上、どこかにしわ寄せがいくのは明らかです。この度の改正で年金を受け取れるようになる方たちが多数生まれて、基本的に喜ばしいことではある一方、財源のことを含め、将来的に危惧される事案を内包していることは否定できません。

その一つに10年という言葉が独り歩きしてしまい、特に若い世代に、「10年分払いさえすれば年金がもらえる」といった誤った認識が広まらないかという懸念があります。あくまで今回の改正は最低10年以上の納付月数があれば、その分の支払いはしますよ、とっているだけで、20歳~60歳までの納付義務がなくなったわけではありません。当然10年やそこら掛けただけでは、暮らしが成り立つだけの年金が支給されるわけありません。だって、考えてみてください、40年間国民年金を払い続けても月額6万5千円にしかならないんですよ。10年しか納まっていない場合の支給額なんて、到底人が暮らしていけるだけの金額ではないことは火を見るより明らかです。どうしても、納付できない事情等がある場合は免除制度や学生納付特例、また若年者納付猶予制度(30歳未満から50歳未満に拡大されました)もありますので、未納期間のまま放置するのではなく、何らかの手続きを行うことを強くおすすめします。

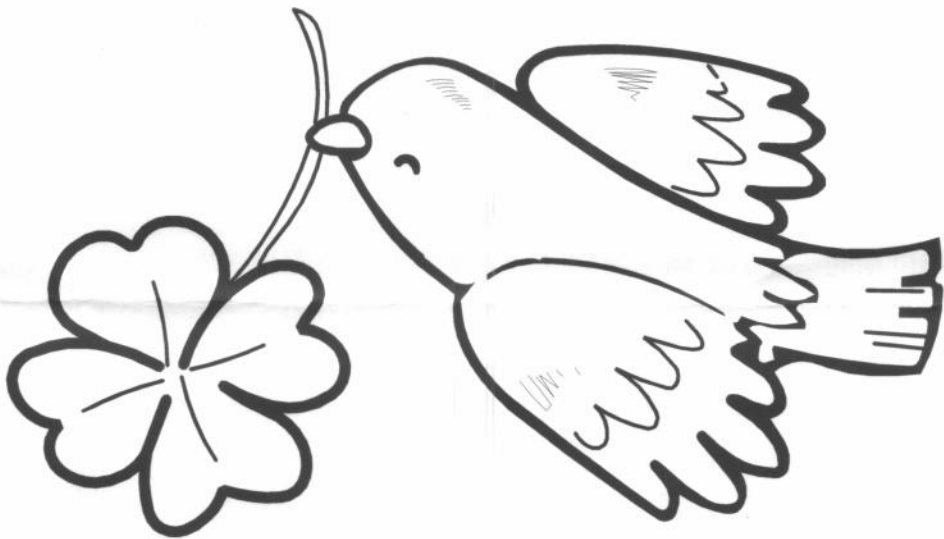
今回の改正により年金受給期間を満たす方、つまり、65歳以上で10年以上の納付期間(免除や猶予期間含む)があり、実際にまだ年金を受給していない方たちには春先より順次請求の案内が送られることになっています。高齢の方も多く含まれることが予想されますから、送付された郵便物に気付かなかつたり、一人では手続きが難しいような場合もあるでしょう。家族を含め周囲の人のサポートが必要です。

また、今回請求書が送付されるのは上記にも述べたように実期間で10年の納付期間を満たす方たちです。たとえば、「合算対象期間」といって昭和61年4月以前にサラリーマンの妻(夫)だった期間があるような場合、その期間も10年の中に含めることができるんですが、年金機構はそこまでの

事実を知りようがないので（すでに離婚や死別していたり、もし仮にずっと夫婦のままであっても婚姻日等は年金機構ではわからない）、自ら申告する必要があります。この合算対象期間には様々な種類がありますので、現在受給資格を満たさず無年金の方たちは、この8月をめぐりに一度お近くの年金事務所に足を運ぶことをおすすめします。当然、ご自身のことだけではなく、ご両親や親戚等に限らず、ご友人で年金をもらえていない方がいないか、少し思いを巡らしてみただけで、救われる方がいるかもしれませんね。

私たち年金の専門家である社会保険労務士は、こういった法改正があった時だけに限らず、年金制度の正しい認識を広めるよう幅広く広報する義務があると考えています。政府も払えない場合の免除制度や納付猶予制度をはじめ、督促徴収を含め年金制度の周知徹底をはかるよう努力はしていますが、そもそも、全く興味のない者にはいくら上からもの言っても伝わりません。草の根的といえは少し時代がかって聞こえますが、こういった情報は口伝え（ネットでの拡散も含め）でジワジワ広がって共有されてこそ、初めてその意味があるのかもしれないですね。

それではまたお目にかかりましょう。



総会の会場案内



■ 電車でお越しの場合

○東京駅（所要時間は 25 分）
JR 東京駅 → 徒歩 5 分 → 東西線大手町駅 → 東西線早稲田駅

○上野駅（所要時間は 35 分）
JR 上野駅 → 高田馬場駅（東西線乗換） → 東西線早稲田駅

○新宿（所要時間は 15 分）
大江戸線新宿西口駅 → 大江戸線若松河田駅

■ バスでお越しの場合

○新宿西口から（所要時間は 25 分） 運賃は 210 円（IC 206 円）。
新宿西口(小田急ハルク前) 36 番乗り場
「宿 74」系統 東京女子医大行
大久保通り・国立国際医療センター経由、「戸山町」バス停下車

○新大久保から（所要時間は 20 分） 運賃は 210 円（IC 206 円）。
JR 新大久保駅 1 番乗り場
「橋 63」系統 新橋駅行
国立国際医療センター前・市ヶ谷駅前経由、「戸山町」バス停下車

*東西線早稲田駅には改札が 2 つあり、高田馬場よりの出口をご利用ください。
大江戸線若松河田駅は、改札は 1 つです。

編集後記

今年の総会は、5月14日戸山サンライズで開催します。

多数のご参加をお待ちしています。

3月とはいえ、まだまだ寒さが厳しい日もあり、くれぐれも体調を崩さないよう気を付けてお過ごし下さい。



<電話相談受付>

病気療養、福祉等について相談を受け付けています。

お気軽にお電話ください。

相談員 遠田（とおだ）日出子
秋山 悦子

発行人 大阪身体障害者団体定期刊行物協会
〒530-0054 大阪市北区南森町 2-3-20-505

編集人 ベーチェット病友の会
〒 奈良県生駒市
TEL
メール contact.behcets.tomonokai@gmail.com
郵便振替口座 00180-1-154812